

赤ちゃんの保険証・乳幼児医療証について

★社会保険の方・特別国保の方

①勤務先に扶養の手続きをして、お子さんの名前の保険証を作ってもらってください。

※保険証が遅くなる時には、勤務先から赤ちゃんの保険の手続き中である事を証明する健康保険資格証明書を発行してもらって下さい。

②住民票が福岡県内の赤ちゃんは、お誕生日から、**1ヶ月以内**（月日まで）に乳幼児医療証の手続きをしてください。

※お子さんの保険証又は健康保険資格証明書・母子手帳・印鑑を持って、住民票のある市町村役所で乳幼児医療証の手続きをしてください。

◎退院時に保険診療分の負担金はお支払いして頂いてません。
乳幼児医療証の手続きが、1ヶ月を過ぎると、お誕生日から乳幼児医療証ができない場合があります。入院中に赤ちゃんの保険診療分がある場合、負担金をお支払い頂くこととなります。

③住民票が県外の赤ちゃんは、保険診療分が2割負担になります。
住民票のある市町村役所で払い戻しの手続きを、行ってください。

★国民健康保険の方

①市町村役所に出生届を提出する時に、保険証と乳幼児医療証の手続きも一緒にしてください。

★交付された保険証又は健康保険資格証明書と乳幼児医療証を2週間健診、又は**1ヶ月健診**の時に、当院受付へご提示下さい。
1ヶ月健診時に保険証・乳幼児医療証が無い場合、保険診療分について（入院中分も含めて）負担金のお支払いがあります。

- ・保険証が無い場合は10割負担
- ・乳幼児医療証が無い場合は2割負担

◎1カ月健診時に保険証・乳幼児医療証が間に合わないときは、受付までご連絡ください。

※勤務先で資格証明書の様式がない場合は、添付の書類をご利用して頂き、資格証明書として発行してもらって下さい。

◎保険証の手続きが間に合わない時は期限内に最寄りの役所へお電話にてお問い合わせください。

